

# 中小企業主要融資制度一覧表

平成28年度  
組合活性化情報第1号要約

※金利は変更することがあります。(平成28年4月1日現在)

機関・制度名								備考			
名称	対象業者	貸付額	使途	貸付期間	利率	担保・保証人	取扱金融機関				
<b>日本政策金融公庫</b>											
中小企業事業 広島支店 〒730-0031 広島市中区紙屋町1-2-22 TEL082-247-9151											
新企業育成貸付	特定事業を営む中小企業者及びこれらの中小企業者により構成されている組合	直接貸付 各種制度の限度内	設備資金 長期運転資金	貸付制度ごとに設定 最長 設備資金 20年 運転資金 15年	年利 金融情勢などにより変更があるため、窓口にお問い合わせ下さい。	直接貸付 日本政策金融公庫広島支店 中小企業事業	[対象業種] ①製造業、鉱業、土石採取業、建設業、不動産業（住宅および住宅用の土地の賃貸業を除く）、運送業、貨物運送取扱業、倉庫業、ガス供給業、熱供給業、印刷業、出版業、損害保険代理業 ②卸売業（物品販売業） ③小売業（物品販売業） ④サービス業（資本金5,000万円以下又は従業員100人以下）				
企業活力強化貸付	①製造業等 資本金1億円以下又は従業員300人以下 ②卸売業 資本金1億円以下又は従業員100人以下 ③小売業 資本金5,000万円以下又は従業員50人以下 ④サービス業 資本金5,000万円以下又は従業員100人以下	複数の制度を利用する場合は、原則として、12億円以内				直接貸付 代理貸付 代理貸付 代理貸付	代理貸付 代理貸付 代理貸付 代理貸付				
環境・エネルギー対策貸付	特定の業種については、規模の特例があります。					代理貸付 代理貸付 代理貸付 代理貸付	代理貸付 代理貸付 代理貸付 代理貸付				
セーフティネット貸付						代理貸付 代理貸付 代理貸付 代理貸付	代理貸付 代理貸付 代理貸付 代理貸付				
企業再生貸付						代理貸付 代理貸付 代理貸付 代理貸付	代理貸付 代理貸付 代理貸付 代理貸付				
災害復旧貸付						代理貸付 代理貸付 代理貸付 代理貸付	代理貸付 代理貸付 代理貸付 代理貸付				
国民生活事業 広島支店 〒730-0031 広島市中区紙屋町1-2-22 TEL082-244-2231 岐阜支店 〒737-0045 岐阜市本通4-7-201 TEL0823-24-2600 尾道支店 〒722-0014 尾道市東御所町1-20 TEL0848-22-6111 福山支店 〒720-0814 福山市光南町2-2-7 TEL084-922-6550											
普通貸付	個人又は法人で事業を営む者	4,800万円以内 (但し、代理店扱いは原則2,400万円以内)	運転資金 設備資金	運転資金 7年以内 (内割置1年内) 設備資金 10年以内 (内割置2年内)	年利 金融情勢などにより変更があるため、窓口にお問い合わせ下さい。	・保証人は法人の場合原則 代表者の方のみ、個人の 場合原則不要 ・担保はお客様のご希望 に応じて相談	直接貸付 日本政策金融公庫 国民生活事業				
マル経融資	原則として6ヵ月以上商工会議所又は商工会の経営指導を受けることが必要 ○從業員（サービス業、商業5人以下 製造業、その他20人以下）の小規模企業であって、その経営内容が小企業と同様の実態にある者	2,000万円以内	運転資金 設備資金	運転資金 7年以内 (内割置1年内) 設備資金 10年以内 (内割置2年内)	年利 金融情勢などにより変更があるため、窓口にお問い合わせ下さい。	不要	日本政策金融公庫 国民生活事業 （ご利用にあたっては、商工会議所会員登録が必要です）				
特別貸付	食品販賣、新企業育成貸付、企業活力強化貸付、環境・エネルギー対策貸付、セーフティネット貸付等	7,200万円以内 (うち運転資金4,800万円) (融資の種類により一部異なる)	運転資金 設備資金	融資制度により異なります。 詳細は窓口にお問い合わせ下さい。	年利 金融情勢などにより変更があるため、窓口にお問い合わせ下さい。	・保証人は法人の場合原則 代表者の方のみ、個人の 場合原則不要 ・担保はお客様のご希望 に応じて相談	日本政策金融公庫 国民生活事業				
生活衛生貸付	生活衛生関係営業を営む者	会社一般貸付（設備資金 7,200万円以内～4億8,000万円以内 個人（業種により異なる） 振興事業貸付 設備資金：165,000万円以内～7億2,000万円以内（業種により異なる） 運転資金：5,700万円以内	設備資金 運転資金	年利 金融情勢などにより変更があるため、窓口にお問い合わせ下さい。	・保証人は法人の場合原則 代表者の方のみ、個人の 場合原則不要 ・担保はお客様のご希望 に応じて相談	日本政策金融公庫 国民生活事業	[対象業種] 飲食店営業、喫茶店営業、理容業、美容業、旅館業、食肉・食鳥肉販売業、水雪販売業、興行営業、クリーニング業等				
<b>商工中金</b>											
広島支店 〒730-0051 広島市中区大手町2-1-2 TEL082-248-1151 広島西部支店 〒733-0833 広島市西区商工センター1-14-1 TEL082-277-5421 福山支店 〒720-0814 福山市光南町1-1-30 TEL084-922-6830											
○商工中金に所属する次の組合及びその構成員 中小企業等協同組合、協業組合、商工組合、同連合会、商店街振興組合、同連合会 (以下は構成員の2/3以上が中小企業者であるもの) 生活衛生同業組合・同小組合・生活衛生同業組合連合会・酒造組合・同連合会・同中央会・酒販組合・同連合会・同中央会・内海航運組合・同連合会・輸出組合・輸入組合・貿易連合・市街地再開発組合 ○中小企業者を主要な構成メンバーとする共同出資団体 ○上記融資対象団体等の子会社等(海外子会社を含む)			設備資金 運転資金 帳簿資金 (組合が組合員へ貸付)	原則として 設備資金15年以内 (内割置2年内) 運転資金10年以内 (内割置2年内)	金融情勢により変更がありますので、窓口にご相談ください。	必要に応じて提供している だきます。	直接貸付 商工中金 代理貸付 代理貸付に応じて相談				
中小企業高度化資金 詳細は広島県経営革新課にお問合わせください。 広島県商工労働局 経営革新課 〒730-8511 広島市中区基町10-52 TEL082-513-3321											
組合組織等による事業の共同化、協業化、集組化、転換等を行なう企業体質の抜本的な改善を図ろうとする者 組合事業(工場、卸、トラック拠点等)、集積車両整備事業、施設整備化事業(ショッピングセンター等)、共同施設事業(共同加工場、アーケード等)、設備リース事業等		融資対象施設設置に要する資金の80%以内 (特定事業は90%以内)	設備資金	20年以内 (内割置3年内)	年利 0.65%	原則として 貸付対象物件を担保 特定事業は無利子	○高度化資金を利用される方は、計画が具体化する前に、県商工労働局経営革新課にご相談ください。				
<b>広島県制度融資（原則として一年以上の営業実績）</b>											
制度名	融資				条件			申込先	取扱金融機関		
	対象者	限度額	用途	期間（据置期間）	貸出利率（%）	信用保証					
				固定金利	申込先	取扱金融機関					
無担保スピード 保証融資	次のすべてを満たす中小企業者 1 県内に事業所を有し、信用保証対象業種に該する事業を営んでいること 2 引き続き1年以上同一事業を行っていること 3 中込金融機関と正當な取引があり、かつ返済能力のあること 4 直近2期の決算書等を提出できること 5 信用保証協会の保有する審査システムによる判定結果が一定水準以上であること	3,000万円 (原則として直近決算の平均月商の3ヵ月以内) ただし、総保証債務残高が8,000万円以内で、かつ保証後の総借入残高は原則として直近決算の年商以内。	運転資金 簡易な設備資金	7年 (6ヵ月)	取扱金融機関の所定金利 (固定金利又は変動金利:4.0%以下)	すべて保証付き (保証料:協会所定保証料)	取扱金融機関				
<b>一般貸付</b>											
小規模融資	従業員20人、(商業・サービス業5人(宿泊業・娯楽業は20人))以下の小規模企業者並びに事業協同組合、小規模企業組合及び協業組合で、小口零細企業保証又は特別小口保証の対象となる者 ※特別小口保証を利用する場合は、租税を完納していること	1,250万円	運転資金 設備資金	10年 (6ヵ月) 特別小口保証適用時は 運転 7年	1.4	一	すべて保証付き (保証料:協会所定保証料) (小口零細企業保証適用) ※特別小口保証適用時 年0.6%	取扱金融機関			
無担保資金	担保の提供が困難な従業員20人、(商業・サービス業5人(宿泊業・娯楽業は20人))以下の小規模企業者並びに原則として小規模企業者により構成される組合及びその構成員	1年超 中小企業者 7,000万円 組合等 8,000万円	運転資金 (借換)	10年 (1年)	1.9	2.2	すべて保証付き (保証料:協会所定保証料)	取扱金融機関			
経営安定融資	一般資金 ※借換は返済中の県費預託融資の運転資金で、金融機関・信用保証協会が認めた場合に限ります。	1年以内 中小企業者 2,000万円 組合等 4,000万円	運転資金	1年				広島銀行 もみじ銀行 中国銀行 山口銀行 伊予銀行 四国銀行			
流动資産 担保資金	売掛債権又は棚卸資産を保有する中小企業者	3,000万円	運転資金 設備資金	1年	1.9	一	すべて保証付き 年0.68% (流动資産担保融資保証適用)	西日本シティ銀行 山陰合同銀行 西京銀行 島根銀行 百十四銀行 愛媛銀行 香川銀行 トマト銀行			
<b>政策貸付</b>											
セーフティネット 資金(国指定)	広域的かつ影響が甚大であるとして国が指定した取引先の倒産、生産調整、事故又は灾害によって影響を受けている中小企業者・組合等 (セーフティネット保証1～4号、6号) ※セーフティネット認定は市町が行います。	中小企業者 8,000万円 組合等 16,000万円	運転資金 (災害の場合は設備を含む)	運転 10年 (1年) 設備 10年 (3年) ※災害の場合	1.2	一	すべて保証付き 年0.7% (経営安定関連保証適用)	西日本シティ銀行 山陰合同銀行 西京銀行 島根銀行 百十四銀行 愛媛銀行 香川銀行 トマト銀行			
倒産防止等資金 (県指定等)	県が指定した取引先の倒産、事故並びに市町の認定(り災証明)した災害によって影響を受けている中小企業者・組合等	中小企業者 4,000万円 組合等 8,000万円	運転資金 (災害の場合は設備を含む)	運転 10年 (1年) 設備 10年 (3年) ※災害の場合	1.2	1.5	原則として保証付き (保証料:協会所定保証料)	取扱金融機関			
緊急経営基盤 強化資金	次のいずれかに該当する中小企業者・組合等 ①経営環境の変化等により、売上や売上総利益率等が5%以上減少、又は経常損失に転じるなど経営の悪化を来しているが、中長期的(概ね3年後)には業況回復する見込みのある者 ※セーフティネット認定は市町が行います ②経営の危機を克服する見込みや企業再構造により再生の見込みがあるとして、関係団体(商工会議所、商工会、広島県商工会連合会等)が広島県中小企業再生支援協議会の推薦を受けた者	4,000万円	運転資金	10年 (1年)	1.2	1.5	すべて保証付き 年0.7% (経営安定関連保証適用)	取扱金融機関 (推薦は関係団体窓口)			
借換資金	緊急経営基盤強化資金の要件を満たし、かつ、県費預託融資の借入残高のある中小企業者・組合等	5,000万円 (うち新規運転資金 4,000万円)	借換資金 (新規の運転を含む)	10年 (1年)	1.2	一	すべて保証付き (保証料:協会所定保証料)	取扱金融機関 (推薦は関係団体窓口)			
特別資金	【経営改善支援特別資金】 経営支援機関等(商工会議所、広島県商工会連合会、商工会、広島県中小企業再生支援協議会及び県費預託融資の取扱い機関)の支援を受けて策定又は変更した経営改善計画に基づき、経営改善等に取組む者で、経営改善等の見込みがあるものとして、経営支援機関等から推薦を受けた者 ※取扱期間は平成29年3月31日まで	8,000万円 (うち新規資金 4,000万円)	借換資金 運転資金 設備資金	10年 (1年)	3.1 以下		すべて保証付き (保証料:協会所定保証料)	取扱金融機関 (推薦は経営支援機関等窓口)			
創業支援資金	次のいずれかに該当するとして知事が定める者 ①新たに事業を開始する者又は会社設立予定の個人又は中小企業者である会社 ②事業開始又は会社設立後5年未満の中小企業者 ※早期戻戻あり	2,500万円	運転資金 設備資金	10年 (1年) 10年 (1年)	1.2 0.5	一	すべて保証付き 年0.7% (創業(等)関連・支援創業連携・再挑戦支援保証適用)	取扱金融機関			
事業活動 支援資金	次のいずれかに該当する中小企業者 ①「経営革新計画」の認証を受けた事業を行う者 ②事業転換又は多角化により新規分野へ進出するための事業を行う者 ③県内の公的産業助成への新規進出に伴い事業を行う者 ④企業立地計画又は「事業高度化計画」の承認を受けた事業を行う者 ⑤事業承継に関する主務大臣の認定を受けた者 ⑥(公財)ひろしま産業振興機構が実施する「中小企業技術・経営力評価制度」により、評価書の発行を受けた者	20,000万円 (うち運転資金 6,000万円)	運転資金 設備資金	10年 (3年) 15年 (3年)	1.4 0.7	1.7 1.0	原則として保証付き (保証料:協会所定保証料)	取扱金融機関			
新成長分野 支援資金	成長分野(医療、健康、環境、エネルギー、観光分野)の事業を行う中小企業者で、事業拡大等を行うもの	20,000万円 (うち運転資金 6,000万円)	運転資金 設備資金	10年 (3年) 15年 (3年)	1						

# 広島県内各市の中小企業支援制度の概要

## 広島市中小企業融資制度

融資の種類		対象者	融資限度額	融資期間（据置期間）	利率（年）
一般貸付	一般資金		運転・設備 7,000万円	10年以内（1年以内）	2.10%
	高精度化資金（県高精度化資金貸付の対象となる資金）		対象事業費の10%	県高精度化資金貸付の融資期間と同じ	1.60%
	一般資金		運転・設備 1,250万円	10年以内（1年以内）	1.60%
	小口零細企業資金		（注）小口零細は保証協会に別口の保証残高がある場合、その保証付融資残高を含めて1,250万円	10年以内（6ヶ月以内）	1.60%
支援事業貸付業	新分野進出支援融資		運転・設備 1億円（うち運転資金は5,000万円以内）	運転 10年以内（1年以内）、設備 10年以内（3年以内）	1.40%
	一般資金		運転・設備 1,000万円	10年以内（1年以内）	1.40%
	創業チャレンジ・ベンチャー資金		ただし、創業開拓保証を利用するもので、認定特定創業支援事業の支援を受けることについて、市に証明されたものは1,500万円とする	10年以内（1年以内）	0.50%
	特別融資		運転 3,000万円	10年以内（1年以内）	1.40%
貸経営支付	セーフティネット資金		借換・運転 5,000万円	10年以内（1年以内）	1.20%
	景気対策特別融資 ※取扱期間：平成29年3月31日まで		（運転資金は1,000万円以内）	10年以内（6ヶ月以内）	2.10%
	借換融資 ※取扱期間：平成29年3月31日まで		借換・運転 7,000万円（運転資金は2,000万円以内）	10年以内	
	借換融資（特例） ※取扱期間：平成29年3月31日まで				
政策貸付	災害復旧資金		運転・設備 7,000万円	10年以内（1年以内）	1.20%
	中山間地域・離島振興資金				
	環境保全資金				
	新成長ビジネス育成資金				
広島市中小企業協同組合融資（広島市中小企業協同組合）	障害者雇用支援資金				
	男女共同参画・子育て支援資金				
	広島市中小企業協同組合融資（広島市中小企業協同組合）		運転・設備 手形貸付、手形割りとも1,000万円	7年以内	2.10%
	広島市中小企業協同組合に加入している市内中小企業者				

## 呉市中小企業融資制度

融資の種類		対象者	融資限度額	融資期間	利率（年）	保証料は保証協会所定の料率
経営安定資金	長期		運転 2,000万円	10年以内	1.80%	
	短期		運転 1,000万円	1年以内		
	季節資金（受付：夏季 6月1日～8月31日 年末 11月1日～12月30日）		運転 500万円	6ヶ月以内	1.60%	
	連鎖倒産防止		運転 1,000万円	10年以内	1.15%	
災害復旧	災害等により受けた被災の復旧資金が必要なとき		運転・設備 1,000万円	10年以内	1.15%	
	景気対策特別		運転・設備 2,000万円	10年以内	1.15%	
	小規模事業資金		運転・設備 800万円	5年以内	1.30%	
	新成長ビジネス育成資金		運転・設備 2,500万円（支援創業開拓保証と創業等間接保証を併用する場合は3,000万円）	10年以内	1.15%	
創業支援資金	ものづくり技術伝承資金		運転・設備 2,000万円	10年以内	1.15%	
	職場環境改善資金		運転（ワーキングバランスのみ）1,000万円	10年以内	1.30%	
	設備近代化資金		設備 5,000万円	10年以内	1.80%	
	公害防止資金		設備 3,000万円 総合 5,000万円	10年以内	1.30%	
公害防止資金（アスベスト対策）	アスベスト対策の資金が必要なとき		公害防止の運転・設備 2,000万円	10年以内	1.15%	
	協同組合融資		運転 1組合員につき2,000万円	1年未満	1.60%	
	商店街等振興資金		運転 1,000万円 設備 3,000万円	5年以内	1.80%	
	高度化事業等資金		独立行政法人中小企業基盤整備機構法に規定する高度化事業等を実施する組合	10年以内	1.30%	
借換支援資金	既往借入金の借換えのための資金及び新たに運転資金が必要なとき		要件に定めるところによると1組合員当たり700万円以内	10年以内	1.80%	
	災害復旧資金		5,000万円（既往保証付き借入金残高を限度額とし返済負担の軽減が図られる中小企業者）	10年以内	1.15%	
	災害復旧資金		返済負担の軽減が図られる中小企業者	10年以内	1.15%	
	災害復旧資金		返済負担の軽減が図られる中小企業者	10年以内	1.15%	

## 竹原市中小企業融資制度

融資の種類		対象者	融資限度額	融資期間	利率（年）	保証料は基本保証料率から10%低減した料率
竹原市中小企業融資制度	市内の中小企業者		運転 1,500万円 設備 1,500万円 ※運転資金及び設備資金を併用する場合は運転資金の区分を適用する	運転 7年以内、設備 7年以内	運転 7年以内（6ヶ月超置期間含む）・1.80%（ただし1年以内及び信保付 1.20%） 設備 7年以内（6ヶ月超置期間含む）・1.80%（ただし信保付 1.20%）	

## 三原市中小企業融資制度

融資の種類		対象者	融資限度額	融資期間	融資期間（据置期間）	利率（年）
中小企業融資	市内において事業を行う中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第1項第1号及び第1号の2に定める中小企業者であって次に該当する者		2,000万円以内	長期運転 3年超10年以内（6ヶ月以内可）	1.50%	
	1. 市内に事業所を有し、1年以上同一事業を営んでいる者 2. 市税を完納している者			設備 3年超10年以内（6ヶ月以内可）	1.00%	
中小企業組合等融資	市内に事業所を有する中小企業等協同組合法等により設立された組合及びその構成員（事業協同組合、企業組合、商店街振興組合、商店街振興組合連合会）		組合2,000万円以内、構成員1,000万円以内 ※原則として運転資金	短期運転 3年以内（6ヶ月以内可）	1年未満 1.80% 1年以上 2.0%	

## 尾道市中小企業融資制度

融資の種類		対象者	融資限度額	融資期間（据置期間）	利率（年）（保証付）
尾道市中小企業融資制度	市内に事業所を有し、1年以上事業を営む、納税成績良好な中小企業者または事業協同組合等		運転 普通貸付 会社・個人 1,500万円、事業協同組合等 1,800万円 小口貸付 会社・個人 500万円	7年以内（6ヶ月以内）	短期 1.90%（1.50%）以下 長期 2.10%（1.70%）以下
				10年以内（1年以内）	短期 1.80%（1.40%）以下 長期 2.10%（1.70%）以下

## 福山市中小企業融資制度

融資の種類		対象者	融資限度額	融資期間（据置期間）	利率（年）（保証付）
経営安定資金	1. 市内で1年以上同一事業を営む中小企業者		運転 1,500万円	10年（運転 1年、設備 3年）	1.97%（1.67%）
	2. 市内で1年以上住所を有する		設備 1,500万円	1年	1.77%（1.47%）
	3. 市税を完納している		運転 1,000万円	1年	1.77%（1.40%）
	4. 広島県信用保証協会の保証対象事業に該当する		運転・設備 750万円	10年（6ヶ月）	1.70%（1.40%）
協同組合等資金	上記1～7及び 8. 常時使用する従業員が30人以下（商業・サービス業は10人以下）		運転・設備 組合等 3,000万円 構成員 1,500万円	10年	1.70%（1.40%）
	9. 市内で1年以上同一事業を営む者及び構成する中小企業者 及び 上記2～7		運転・設備 3,000万円（所要金額の80%以内）	15年（3年）	1.40%
	10. 会員等によるいわゆるその他の条件で該当するもの		運転・設備 1,000万円 創業・ベンチャー併せて 1,500万円を限度	10年（1年）	1.30%（1.00%）
	11. 市浦町の「新事業創出支援事業」を受けている		運転・設備 2,000万円	15年（3年）	1.10%（0.80%）
創業支援資金	1. 创業予定者若しくは創業後5年未満の中小企業者（分社化を含む）		運転・設備 4,000万円	10年（3年）	1.70%（1.40%）
	2. 市浦町の「1年以上住所を有する個人又は市内に本店を有する会社」及び上記3～7		運転・設備 小中企業者 3,000万円・組合等 8,000万円	15年（3年）	1.70%（1.40%）
	3. 上記創業者であるいわゆるその他の条件で該当するもの		運転・設備 3,000万円	15年（3年）	1.70%（1.40%）
	4. 市浦町の「新事業創出支援事業」を受けている		運転・設備 3,000万円 ※公害指導の場合 3,000万円 (土地は総事業費の50%以内)	15年（3年）	1.70%（1.40%）
環境保全資金	1. 店舗の魅力向上を目的とした新たな取り組み計画を作成し、その計画が適当である旨 工会議所の認定を受けている		運転・併用 小中企業者 1,500万円・組合等 4,000万円	運転・併用 10	